



くらし

東京都福祉サービス第三者評価をご存じですか？

市では、福祉サービスの利用者が自分に合ったサービスを選択する際の目安となる情報提供を行うことと、サービス提供事業者のサービス向上への取り組みを支援することを目的とし、福祉サービス第三者評価の普及、啓発を進めています。

福祉サービス第三者評価とは？
事業者でも利用者でもない第三者の評価機関が、客観的に福祉サービスの内容や質などを評価し、その結果を公表します。
市内施設も積極的に第三者評価を受けています！

平成24年度は、市内の公立施設8カ所、民間施設52カ所が第三者評価を受けました。その結果は、下記で閲覧することができます。

HP <http://www.fukunavi.or.jp>

市では、市報や市HPで第三者評価を普及、啓発するとともに、介護保険連絡協議会などを通じ、事業者へ第三者評価受審を促進しています。

受審費補助金を交付します！

市では、市内に事業所があり、東京都が定める福祉サービスを提供する事業者に対し、第三者評価を受審する費用の一部を補助します。補助金を活用し第三者評価を実施する場合は、市の認定が必要になりますので、生活福祉課までご連絡ください。

認定ステッカーは評価を受けた目印です！

第三者評価を受審した事業者には、東京都福祉サービス評価推進機構から認定ステッカーが交付されます。ステッカーは事業所の入り口や自動車などに掲示していますので、参考にしてください。

◆生活福祉課 電話(☎042-438-4024)

わが家の耐震診断をしよう

市では、地震災害に備えるため建物の設計図を基に簡易耐震診断をし、皆さんが抱える問題に対する指導・助言などの無料相談を行っています。診断をご希望の方は電話でお申し込みください。

時・場 8月17日(土)・保谷庁舎2階、9月14日(土)・田無庁舎1階
いずれも時間は、午前9時30分～午後0時30分(相談時間は1人40分程度)

対 ①市内にある一戸建て住宅、2世帯住宅、店舗兼用住宅で階数が地上2階建て以下の木造軸組み在来工法による住宅
②自ら所有し、かつ、居住している住宅
③原則として、新耐震設計基準(昭和56年6月1日施行)以前に建築した住宅
定 各回8人

申 事前に電話で下記へ(申込順)
相 相談員 西東京市・住みよい町をつくる会に所属する相談員
◆都市計画課 電話(☎042-438-4051)

寄附

市政へのご協力をいただき、誠にありがとうございました。

*田無小学校
PTA会長 中尾 眞砂美 様(投てき板)
◆管財課 電話(☎042-460-9812)

募集

生活福祉課嘱託員(平成25年9月採用)

職 職 種・人 数 被保護高齢者支援員…1人
募 集 内 容 8月9日(金)まで、生活福祉課(田無庁舎1階・保谷庁舎1階)で配布。
※市HPからダウンロード可。
試 験 日・選 考 方 法 8月17日(土)・面接試験

申 込 期 限 8月9日(金)午後5時
※詳細は、募集案内をご覧ください。
◆生活福祉課 電話(☎042-438-4025)

事業者

保育園運営業務委託事業者を募集します

市では、市立保育園の運営を平成27年4月1日から民間事業者へ委託することに伴い、事業者を募集します。

委 託 保 育 園 市立芝久保保育園(芝久保町1-14-32)

資 格 申込時点において、都内または東京近郊において認可保育所の運営実績のある社会福祉法人などの事業者で平成27年4月1日から、西東京市と保育園の運営業務委託契約を締結できること

委 託 内 容 保育園運営業務
選 定 方 法 企画提案競技(プロポーザル方式)

募 集 期 間 8月1日(木)～9月30日(月)
募 集 要 領 市HPから募集要領をダウンロードし、提出を。

※募集要領は、保育課(田無庁舎1階・午前8時30分～午後5時)でも配布。
◆保育課 電話(☎042-460-9842)

議員の寄附行為は禁止されています

議員は、選挙区内の方に対する次の行為が禁止されています。

- ◇おみやげの贈答
 - ◇暑中見舞いなどの時候の挨拶状の送付(答礼のための自筆によるものは除く)
 - ◇地域のお祭り、会合などへの差し入れ、お祝い金、賛助金を出すこと
- 実費が伴う行事や会費が必要な催しを案内する際には、会費を明示してください。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。
◆議会事務局 電話(☎042-460-9860)

傍聴 審議会など

■都市計画審議会

時 8月6日(火)午前10時から
場 保谷庁舎4階
内・定 西東京都市計画道路3・2・6号線沿道地区の地区計画について(※)・10人
◆都市計画課 電話(☎042-438-4050)

■総合計画策定審議会

時 8月6日(火)午後3時30分から
場 田無庁舎3階
内・定 基本構想・基本計画案の答申について・5人
◆企画政策課 電話(☎042-460-9800)

■防災会議

時 8月8日(木)午前9時から
場 防災センター5階
内・定 総合防災訓練、地域防災計画(平成25年修正)について・5人
◆危機管理室 電話(☎042-438-4010)

■男女平等参画推進委員会

時 8月9日(金)午後6時30～8時30分
場 田無庁舎1階
内・定 第3次男女平等参画推進計画策定について(※)・5人
◆協働コミュニティ課 電話(☎042-439-0075)

■文化芸術振興推進委員会

時 8月12日(月)午後7時～8時30分
場 保谷庁舎1階
内・定 平成25年度実施プログラム、平成24年度計画進捗状況の評価について・5人
◆文化振興課 電話(☎042-438-4040)

■教育計画策定懇談会

時 8月20日(火)午後2時10分～4時
場 田無庁舎5階
内・定 教育計画策定について・5人
◆教育企画課 電話(☎042-438-4070)

8月1日(木)から はなバス運賃を改定しました



はなバス運賃を従来の100円から150円に改定しました。利用者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

運賃(下表参照)

※ICカード(PASMOやSuica[®])のご利用ができるようになりました

※ICカード利用による特典サービス(ひと月の間に一定額以上利用した場合の割引サービス)の適用はありません。

※8月1日(木)から新たに敬老回数券を販売しています

高齢者(満75歳以上)の西東京市民の方が、後期高齢者医療被保険者証を提示していただくことで、敬老回数券150円券10枚綴りを1,000円で販売しています。※75歳以上の西東京市民の方であっても、現金もしくはICカードをご利用の際の運賃は150円となります。

※一般の回数券は、7月末日をもって販売を終了しました

現在お持ちの100円の回数券は、8月以降も50円を追加してお支払いいただくことで利用できます。

回数券の払い戻し

回数券が不要になり払い戻しをしたい方は、回数券記載の販売会社の営業所

※はなバス運賃改定表

対 象	8月1日(木)から
一般	150円
身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	100円(据え置き)
介助者(車いす利用者・民営バス乗車割引証・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の介助者)	介助者1人まで100円
子ども	100円(据え置き)
未就学児	保護者1人につき2人まで無料

どで手続きをしてください。なお、払い戻しの詳細は、下記各営業所へお問い合わせください。

<回数券の払い戻し場所>

- ◇西武バス(株)・田無駅前所・ひばりヶ丘駅前所・滝山営業所・西原車庫
問 西武バス(株)滝山営業所 (☎042-474-2525)
- ◇関東バス(株)・武蔵野営業所
問 関東バス(株)武蔵野営業所 (☎0422-51-2191)

ドライブレコーダーを設置します

安全性などの確保のため、はなバスの車内外5カ所に設置します。

バスルート・時刻表が一部変更になります

8月1日(木)から、第3ルートの一部ルートを変更し、田無高校バス停は上向台地区会館へ移設しました。このことにより、車両を相互に共用している第2・3・5ルートの時刻表が変更となります。また、第1ルートも定時運行の確保のため時刻表を見直しています。

※時刻表は、市HP、田無庁舎および保谷庁舎の総合案内、各バス停でご確認いただけます。

◆都市計画課 電話(☎042-438-4050)

皆さんの手で、緑の街をつくりましょう

◆みどり公園課 電話(☎042-438-4045)

生垣設置助成制度のご利用を！

市では、緑豊かな「うらおい」と「やすらぎ」のあるまちづくりを推進するため、道路に接する部分の生垣設置に対し、助成制度を設けています。

生垣は、ブロック塀などの倒壊による災害の発生を防ぐとともに、道行く人たちの目を楽させてくれますので、ぜひご利用ください。

生垣設置費用の補助金 1m当たり最大限度額1万円(限度は30m)

生垣に改造する場合の既存ブロック塀などの撤去費用の補助金 1m当たり最大限度額6,000円(限度は30m)
※詳細は、みどり公園課(保谷庁舎4階)でご相談ください。

グリーンバンク制度のご利用を！

市内の緑を守り育てるため、樹木の提供を希望する方と、樹木の引き取りを希望する方を市があっせんし、双方が直接話し合い、樹木の引き渡しなどを行っていただく制度です。

提供したい、引き取りたい樹木については、市に登録し、その情報を市HPなどで公表します。

樹木提供希望者の登録要件 樹木を無償で提供できる方

樹木引き取り希望者の登録要件

引き取り希望樹木を市内で植栽し、営利目的や第三者への譲渡を目的としない方

提供樹木の登録要件 市内で植栽されているもの、生育状態が良好なもの、掘取り・搬出が可能なもの。
※詳細は、みどり公園課(保谷庁舎4階)でご相談ください。

保存樹などの指定の受付

市では、保存樹などの指定を受け付けています。次の指定基準を参照のうえ、申請してください。

※基準

- 保存樹木 ①地上1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上のもの ②木の高さが15m以上のもの ③株立ちした樹木で、その高さが3m以上のもの ④はん登性樹木で、枝葉面積が30㎡以上のもの ⑤特異な樹木で、高さが3m以上の保存に値するもの

保存生垣 生け垣をなす樹木の集団で、長さが10m以上のもの

保存樹林 樹木の集団で、土地面積が100㎡以上のもの

※補助金

- 保存樹木 1本当たり年額5,000円
- 保存生垣 1m当たり年額240円
- 保存樹林 1㎡当たり年額60円